

下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、本市が発注する建設工事に係る総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）を実施するために必要な事務手続について定める。

第2 総合評価方式について

総合評価方式とは企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争自動落札方式）とは異なり、総合評価方式は、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上、企業の技術開発の促進等の効果が期待されている方式である。

1 総合評価方式の適用範囲

設計金額4,000万円以上の建設工事を一般競争入札又は指名競争入札（総合評価方式によることが望ましい工事に限る。）で発注する場合は、原則として総合評価方式によることとする。

2 総合評価方式の型式

総合評価方式の実施に当たっては、当該工事の技術的難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模（設計金額）に応じて、次の型式から当該工事に適した総合評価方式の型式を選定する。

- (1) 特別簡易型
- (2) 簡易型
- (3) 標準型

3 総合評価方式の各型式の概要

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい小規模な工事を対象とし、同種工事の経験、工事成績等に基づき技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事を対象とし、施工の現実性を確認するために、簡易な施工計画や同種工事の実績、工事成績等に基づき技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

(3) 標準型

技術的な工夫の余地がある工事を対象とし、高度な技術提案と技術提案に基づく施工計画や同種工事の実績、工事成績等に基づき技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

4 総合評価方式における落札者の決定方法

- ① 総合評価方式においては、入札参加者に総合評価に係る資料（以下、「技術提案資料」という。）の提出を求め、提出された技術提案資料について、評価基準に基づき審査を行い、加算点を算出する。
- ② ①により算出した加算点に標準点（100点）を加えて得られる技術評価点を、入札価格で除して各社の評価値を算出する。（除算方式）
【評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）÷入札価格】
- ③ 総合評価方式における落札者は、②で求めた評価値が最も高い者とする。

第3 総合評価方式における評価方法

1 型式別加算点の設定

総合評価方式の型式別加算点の設定については表-1の値を標準とする。

表-1 型式別加算点

総合評価方式の型式	加算点の満点
特別簡易型	10点
簡易型	20点
標準型	30点

2 評価項目及び配点

評価の視点及び評価項目については次のとおりとする。

(1) 企業の技術力

①簡易な施工計画 ②高度な技術提案 ③企業等の技術的能力 ④配置技術者の能力及び担い手確保の取組

(2) 企業の地域貢献度

①地域精通度 ②地域貢献度

型式ごとの評価項目は、原則として表-2によることとするが、工事の業種・工事内容等により対象項目を減ずることができるものとする。

なお、一般競争入札の参加資格要件としている場合についてもすべてを対象とする。

また、備考欄に「個別」の記載がある項目については、工事ごとに評価対象とする内容を設定する必要がある。

表-2 評価項目

凡例 「◎」：必須項目 「○」：選択項目

評価項目		評価の細目		配点	特別簡易型	簡易型	標準型	備考
(1) 企業の 技術力	① 簡易な 施工計画	発注者が求める 施工上配慮すべき 事項として1項目 を選定	工程管理	2	—	◎ 1項目 選択	—	個別
			品質管理					
	その他配慮すべき 事項							
	工事全般の施工 計画	受注者が提案する施 工上配慮すべき事項	2	—	◎	—		
② 高度な 技術提案	技術提 案と技 術提案 に基づ く施工 計画	総合的 なコス ト	ライフサイクルコス トの低減	1.2	—	—	◎ 1～2 項目 選択	個別
			補償費の削減					
			その他					
		工事目 的物の 性能・ 強度等	性能・機能					
社会的 要請	環境の維持（水質汚 濁、騒音・振動）							
	交通の確保等（現道 作業等）							

		特別な安全対策 (近接施工等)					
		省資源・リサイクル					
	工事全般の施工 計画	受注者が提案する施 工上配慮すべき事項	4	—	—	◎	
③ 企業の技 術的能力	過去8年間の同種工事（公共工事）の施工 実績の有無		2	◎	◎	◎	個別
	過去2年間の下関市発注工事における工事 成績評定点（同種工種）の平均点 ただし、建築一式工事の場合は、過去4年 間の平均点		4	◎	◎	◎	
	過去2年間の指名停止措置の有無		0 (-1)	◎	◎	◎	
	過去3年間の優良工事表彰の有無		1	◎	◎	◎	
	ISO9001、ISO14001の取得状況、環境 への配慮（エコマネジメント等）		1	◎	◎	◎	
	労働安全衛生マネジメント等の取得状況		1	◎	◎	◎	
	作業船の保有状況		1	○	○	○	個別
④ 配置技術 者の能力 及び担い 手確保の 取組	主任（監理）技術者の保有する資格		2	◎	◎	◎	
	過去8年間の主任（監理）技術者の同種 工事（公共工事）の施工経験の有無		2	◎	◎	◎	個別
	継続学習(CPD)の取組状況		1	◎	◎	◎	
	技能士等の活用		1	○	○	○	個別
	担い手確保の取組		1	○	○	—	
(2) 企業の地 域貢献度	①地域 精通度	地理的条件	2	○	—	—	個別
	② 地域 貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	1	○	○	—	個別
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	1	◎	◎	—	
	その他の取組		1	◎	◎	—	
	A 障害者の雇用状況						
	B 更生保護の協力雇用主登録の有無						
	C 消防団協力事業所の登録の有無						
	D やまぐち男女共同参画推進事業者 の認証						
	E 地域貢献活動の実績						

3 評価基準及び評価点

評価項目ごとの評価基準及び評価点は次のとおりとする。なお、不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず無効とする。

(1) 企業の技術力

① 簡易な施工計画(簡易型に適用) 表-3

「簡易な施工計画」については、発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書を含む。）で示す標準的な仕様（以下「標準案」という。）の範囲内で、工事の確実な施工に資する提案かどうかを評価するものであり、発注者が求める施工上配慮すべき事項は、「工程管理」、「品質管理」、「その他配慮すべき事項」から1項目選定する。

各企業から提出のあった技術提案が、標準案の範囲内で各工事の工事内容や現場条件等を踏まえた提案であるかどうかを評価する。

表-3

評価の細目		評価基準	評価点	備考
発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	工程管理	現地条件を踏まえ工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている	2	
		現地条件を踏まえ工程管理が適切であり、工夫が見られる	1	
		工程管理が適切である	0	
		不適切である	欠格	
	品質管理	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2	
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1	
		品質の確認方法、管理方法が適切である	0	
		不適切である	欠格	
	その他配慮すべき事項	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2	
		課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1	
		課題に対して、適切である	0	
		不適切である	欠格	
工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2	
		配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1	
		配慮事項への対応が適切である	0	
		不適切である	欠格	
評価点の最大計			4	

※注意事項

- ① 「本説明書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。
- ② 土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴等を踏まえ、具体的に記述すること。
 なお、土木工事共通仕様書等の当該箇所の転記や条項の引用は、差し支えないとするが、一般的な記述にとどまっている場合は加点しない。

② 高度な技術提案（標準型に適用） 表－４

「高度な技術提案」については、発注者が示す標準案を超える技術提案を各企業に求め、その提案が有効な提案であるかどうかを評価するものであり、技術提案と技術提案に基づく施工計画は、「総合的なコスト」、「工事目的物の性能・強度等」、「社会的要請」に関して、工事ごとに評価項目を1～2項目程度設定する。

評価方法については、下表中の（a）数値方式（b）判定方式（c）順位方式があり、各評価項目の内容に適した方法を選定すること。

表－４

評価の細目		評価基準	評価点	備考		
技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	ライフサイクルコストの低減	評価基準及び評価点は、下表の評価方法により工事ごとに判定する。			
		補償費の削減				
		その他				
	工事目的物の性能・強度等	性能・機能			(a) 数値方式	提示された最高の性能等の数値に満点を、最低限の性能等（標準案等）の数値に0を与える。その中間の数値には、按分した点数を与える。
	社会的要請	環境の維持（水質汚濁、騒音・振動）			(b) 判定方式	優良可等2～3段階の階層を設け、入札参加者の評価項目値が該当する階層を判定し、その階層に応じた点数を与える。例えば3階層とすれば、優に2点、良に1点、可に0点を与えることなどが考えられる。
		交通の確保（現道作業等）			(c) 順位方式	数値化が困難な場合、入札参加者を順位付けし、順位により点数を与える。最上位者に満点、最下位者に0点を与え、その中間は均等に按分して点数を与える。
		特別な安全対策（近接施工等）				
省資源・リサイクル						
工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	4			
		配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	2			
		配慮事項への対応が適切である	0			
		不適切である	欠格			
評価点の最大計			16			

③ 企業の技術的能力（特別簡易型、簡易型、標準型に適用）表－5

表－5

評価の細目	評価基準	評価点	備考
過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	指定金額以上の実績あり	2	
	指定金額の2分の1以上の実績あり	1	
	指定金額の2分の1以上の実績なし	0	
過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点 ただし、建築一式工事の場合は、過去4年間の平均点	80点以上	4 (2)	()内は特別簡易型の評価点
	75点以上、79点以下	3 (1.5)	
	70点以上、74点以下	2 (1)	
	65点以上、69点以下	1 (0.5)	
	60点以上、64点以下、又は実績なし	0	
	59点以下	-1 (-0.5)	
過去2年間の指名停止措置の有無	措置なし	0	
	措置あり	-1	
過去3年間の優良工事表彰の有無	表彰あり	1	
	表彰なし	0	
ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	何れか1つを認証取得している	1	
	認証取得していない	0	
労働安全衛生マネジメント等の取得状況	認証取得している	1	
	認証取得していない	0	
作業船の保有状況	主作業船のうち、いずれかを自社保有している	1	
	主作業船のうち、いずれかを共同保有している	0.5	
	いずれの主作業船も保有していない	0	
評価点の最大計		10 (8)	()内は特別簡易型の評価点

④ 配置技術者の能力及び担い手確保の取組（特別簡易型、簡易型、標準型に適用） 表－6

表－6

評価の細目	評価基準	評価点	備考	
主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士と同等	2		
	2級土木施工管理技士と同等	1		
	上記以外	0		
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	指定金額以上の施工経験あり	2 (1)	()内は特別簡易型、簡易型の評価点	
	指定金額の2分の1以上の実績あり	1 (0.5)		
	指定金額の2分の1以上の施工経験なし	0		
継続学習（CPD）の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明がある	1		
	取得していない	0		
技能士等の活用	指定したすべての職種（種別）において指定したすべての技能士を活用する場合に評価する。なお、技能士活用は下請等の職員による場合も認める。	1		
	活用しない	0		
担い手確保の取組	A及びBの両方に該当する	1	標準型は評価対象外	
	A又はBのいずれか1項目に該当する	0.5		
	A又はBのいずれにも該当しない	0		
	A 若手技術者の雇用	満35歳未満の若手技術者を雇用している		
	B 女性技術者の雇用	女性技術者を雇用している		
評価点の最大計		6		

(2) 企業の地域貢献度

① 地域精通度（特別簡易型に適用）、② 地域貢献度（特別簡易型、簡易型に適用） 表－7

表－7

評価の細目	評価基準	評価点	備考	
地域的条件	工事場所のある地域に本店がある	2	特別簡易型のみ評価対象	
	上記以外の地域で市内に本店がある	1		
	その他	0		
過去5年間の災害時緊急対応出動実績	下関市災害等緊急協力事業者登録制度に登録があり、出動実績がある	1	標準型は評価対象外	
	登録はあるが、出動実績がない	0.5		
	登録がない	0		
過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	雇用あり	1	標準型は評価対象外	
	雇用なし	0		
その他の取組	A～Eのいずれか2項目以上に該当する	1	標準型は評価対象外	
	A～Eのいずれか1項目に該当する	0.5		
	A～Eのいずれにも該当しない	0		
	A 障害者の雇用状況	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務があり法定雇用率以上の雇用がある。又は、報告義務がなく1名以上雇用している。		
	B 更生保護の協力雇用主登録	更生保護の協力雇用主の登録がある		
	C 消防団協力事業所の登録	消防団協力事業所の登録がある		
D やまぐち男女共同参画推進事業者の認証	やまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けている			
E 地域貢献活動の実績	過去2年間に、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動の実績がある			
評価点の最大計		5 (3)	()内は簡易型の評価点	

4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等

(1) 企業の技術力

① 簡易な施工計画 表－8

簡易型総合評価方式においては、簡易な施工計画の提案を求める。評価項目の設定に際しては、以下の点に留意して行う。

- ・ 発注しようとする工事について、施工上、特に重要な事項や課題となっている事項を抽出して評価項目を設定する。
- ・ 評価項目は、当該工事の契約においてその内容が担保できるもの（契約の内容に適合しないものにかかる事項で契約に明示されているものであれば、完成後の履行状況の確認も可能とする。）に限るものとし、担保できないものは評価項目としない。
- ・ 技術提案に関する事項として設定する評価項目は、性能機能の確保等に寄与するものとし、サービスの工事の実施を求めるような設定をしてはならない。

各工事における評価項目の設定等については、次の事項に留意して決定する。なお、実際に評価項目として明示する際は、文意の解釈に差が生じないよう表現には注意が必要である。

なお、簡易型の場合は、施工の確実性を確認するために総合評価をするものであることから、施工上、過度な提案を求めないように注意すること。

各工事における評価項目の設定等については、次の事項に留意して決定する。

表－8

項 目	留 意 事 項	様式 番号
簡易な施工計画 の共通事項	発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書を含む）で示す標準的な仕様（以下「標準案」という。）の範囲内で、現場条件、重要事項を踏まえた提案（技術的所見）を記述すること。標準案の範囲内の提案について、妥当性、適切性、的確性等の観点から評価する。なお、簡易な施工計画は標準案を超えた提案を求めるものではなく、標準案を超えた提案があっても優位な評価は行わない。	－
発注者が求める 施工上配慮すべき 事項	工程管理 ①当該工事の概略の工程表を記入する。項目は「新土木工事積算体系の解説」の中項目（レベル2）を記入すること。 ②工程計画策定の際に考慮した施工計画や工程管理に係わる技術的所見を工程表の下欄に必ず記述すること。記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。	3－1
	品質管理 ①発注者が求める項目の施工方法、管理方法、確認方法等について技術的所見を簡潔に記述すること。 ②必要な場合は説明図面を添付すること。資料は図面を含めA4版用紙2枚以内で作成すること。 その他配慮すべき事項 ③記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。 ④「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。 ⑤土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。	3－2

工事全般の 施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	①受注者が抽出し、抽出理由や技術的所見を記述し提出する。記述にあたっては「発注者が求める事項」として、提出を求められている事項を除く。 ②「当該事項に対する技術的所見」欄には、具体的施工方法（安全対策を含む）、主要機械、仮設備等を記述すること。 ③A 4 版用紙 1 枚で作成すること。 ④記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。 ⑤「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。 ⑥土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。 ⑦提案は最大 2 提案までとする。なお、2 提案を超えた提案がある場合は、記載順に 2 提案までを評価の上、評価点は 2 提案の平均とし、以降の提案は評価しない。	4
---------------	--------------------	--	---

② 高度な技術提案 表－9

標準型総合評価方式においては、高度な技術提案を求める。評価項目の設定に際しては、以下の点に留意して行う。

- ・発注しようとする工事については、施工上、特に重要な事項や課題となっている事項を抽出して評価項目を設定する。
- ・評価項目は、当該工事の契約においてその内容が担保できるもの（契約の内容に適合しないものにかかる事項で契約に明示されているものであれば、完成後の履行状況の確認も可能とする。）に限るものとし、担保できないものは評価項目としない。
- ・技術提案に関する事項として設定する評価項目は、性能機能の確保等に寄与するものとし、サービスの工事的実施を求めるような設定をしてはならない。

各工事における評価項目の設定等については、次の事項に留意して決定する。なお、実際に評価項目として明示する際は、文意の解釈に差が生じないよう表現には注意が必要である。

表-9

項 目		留 意 事 項	様式 番号	
技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的な コスト	ライフサイクルコストの低減	①技術提案は、標準案と一部又は全てが異なる施工方法についての提案とする。なお、標準案とは、発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書を含む）で示す標準的な仕様・施工方法等をいう。 ②技術提案を求める項目を設定するので、設定した項目に関する「(ア)技術提案」及び「(イ)技術提案に基づく具体的な施工計画」について現場条件や当該工事の特徴を踏まえ記述すること。 ③技術提案の記述にあたっては、標準案を記載したうえで、技術提案が標準案と異なる点、技術提案が標準案に比べ優れている点やその効果が明確になるよう記述すること。なお、技術提案が優れている点やその効果の記述にあたっては、定性的な記述のほか、その効果が分かるよう極力定量的な記述とすること。 ④「(イ)技術提案に基づく具体的な施工計画」の評価は(ア)の評価結果の範囲内とする。	3-3
		補償費の削減		
		その他		
	工事目的物の性能・強度等	性能・機能		
社会的要請	環境の維持（水質汚濁、騒音・振動）	①受注者が抽出し、抽出理由や技術的所見を記述し提出する。記述にあたっては「発注者が求める事項」として、提出を求められている事項を除く。 ②「当該事項に対する技術的所見」欄には、具体的施工方法（安全対策を含む）、主要機械、仮設備等を記述すること。 ③A4版用紙1枚で作成すること。 ④記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。 ⑤「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。 ⑥土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。 ⑦提案は最大2提案までとする。なお、2提案を超えた提案がある場合は、記載順に2提案までを評価の上、評価点は2提案の平均とし、以降の提案は評価しない。		
	交通の確保（現道作業等）			
	特別な安全対策（近接施工等）			
省資源・リサイクル				
工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項		4	

③ 企業の技術的能力 表-10

表-10

項目	留意事項	様式番号
過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	<p>①評価対象を、「元請として、過去8年間（※8年前の日の属する年度の4月1日以降）に施工し、引き渡した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績について、資料提出期限までに施工し、引き渡した工事を記載すること。</p> <p>②同種工事に係る建設工事発注証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「CORINS」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書の写しを提出することで替えることができる。</p> <p>③共同企業体により施工した工事については協定書の写しを添付すること。</p> <p>④共同企業体の場合は全体の請負額を記入すること。</p> <p>⑤受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率△△%）と記載すること。</p> <p>⑥工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。</p> <p>⑦共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	5
過去2年間（建築一式工事は過去4年間）の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点	<p>①工事発注年度の直近2年度（建築一式工事は直近4年度）において、下関市、下関市上下水道局及び下関市ボートレース企業局の発注工事の完成検査成績評定点を合算し、当該業者が施工した工種別工事の平均成績評点数（少数点以下第1位を四捨五入）とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は、平均点の算出の対象外とする。</p> <p>ア 請負金額が500万円未満（土木一式工事及び建築一式工事は、請負金額が2,000万円未満）の工事</p> <p>イ 災害復旧工事で契約担当者が平均点の算出の対象外とすべきと認められたもの</p> <p>②平均点は市の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価し、各企業からの提出は求めない。</p> <p>③対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、評価点は0点とする。</p> <p>④共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	-
過去2年間の指名停止措置の有無	<p>①公告日前の2年間に市の指名停止措置を受けているものを対象とし評価（減点）する。</p> <p>②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	-
過去3年間の優良工事表彰の有無	<p>①公告日前の3年間に下関市優良工事事業者表彰制度、下関市上下水道局優秀工事表彰制度又は山口県優良建設工事表彰制度により表彰されたもの（発注工事と同じ工種で表彰された場合に限る。）を対象に評価</p>	-

	<p>する。</p> <p>②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>																	
ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	<p>①ISO9001、ISO14001又は環境活動評価プログラム（エコアクション21）の何れかを認証取得している場合に評価するので、認証取得を示す登録証の写しを提出すること。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適合範囲のページの写しを添付すること。また外国語標記の場合は、日本語訳を添付すること。</p> <p>②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	-																
労働安全衛生マネジメント等の取得状況	<p>①労働安全衛生マネジメント（JISHA方式適格OSHMS、ISO45001）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COH SMS）の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲が分かる資料を添付すること。また、外国語表記の場合は、日本語訳を添付すること。</p> <p>②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	-																
作業船の保有状況	<p>①主作業船を使用する海上工事において、次に掲げる通常の海上工事に使用される作業船（15種）のうち、いずれかを自社保有又は共同保有している場合に評価する。なお、共同保有とは、作業船の保有あるいは作業船の現行機能を保持するにあたり、新造、改良又は機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担していることをいう。</p> <p>主作業船（15種）</p> <table border="0"> <tr> <td>1 ポンプ浚渫船</td> <td>9 クレーン付台船</td> </tr> <tr> <td>2 グラブ浚渫船</td> <td>10 杭打船</td> </tr> <tr> <td>3 バックホウ浚渫船</td> <td>11 コンクリートミキサー船</td> </tr> <tr> <td>4 リクレーマ船</td> <td>12 ケーソン製作用台船</td> </tr> <tr> <td>5 バージアンローダ船</td> <td>13 深層混合処理船</td> </tr> <tr> <td>6 空気圧送船</td> <td>14 サンドドレーン船</td> </tr> <tr> <td>7 旋回起重機船</td> <td>15 サンドコンパクション船</td> </tr> <tr> <td>8 固定起重機船</td> <td></td> </tr> </table> <p>②保有が確認できる資料として、登記簿謄本、船舶検査調書又は海上保険証券のうち、いずれかの写しを添付すること。</p> <p>③共同保有の場合は、①のなお書き以降が明記されている契約書等の写しを添付すること。</p> <p>④保有の主作業船が設計標準歩掛表（港湾編）に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料（任意様式）を提出すること。</p> <p>⑤共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	1 ポンプ浚渫船	9 クレーン付台船	2 グラブ浚渫船	10 杭打船	3 バックホウ浚渫船	11 コンクリートミキサー船	4 リクレーマ船	12 ケーソン製作用台船	5 バージアンローダ船	13 深層混合処理船	6 空気圧送船	14 サンドドレーン船	7 旋回起重機船	15 サンドコンパクション船	8 固定起重機船		-
1 ポンプ浚渫船	9 クレーン付台船																	
2 グラブ浚渫船	10 杭打船																	
3 バックホウ浚渫船	11 コンクリートミキサー船																	
4 リクレーマ船	12 ケーソン製作用台船																	
5 バージアンローダ船	13 深層混合処理船																	
6 空気圧送船	14 サンドドレーン船																	
7 旋回起重機船	15 サンドコンパクション船																	
8 固定起重機船																		

④ 配置技術者の能力及び担い手確保の取組 表-11

表-11

項 目	留 意 事 項	様式 番号
主任（監理）技術者の保有する資格	<p>①主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。</p> <p>②配置予定の技術者の保有資格について、1級（2級）〇〇〇〇管理技士、技術士又はこれと同等以上の資格を有する者の場合に評価するので、保有する資格を記入し、当該資格証明書等の写しを添付すること。</p> <p>③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面を含む）の写しを添付すること。（平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は、監理技術者講習修了証の写しを併せて添付すること。）</p> <p>④主任技術者にあつては、国家資格又は実務経験が確認できる書類の写し、雇用関係が確認できるものを添付すること。</p> <p>⑤共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	6
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	<p>①評価対象を、「元請として、過去8年間（※8年前の日の属する年度の4月1日以降）に施工し、引き渡した同種工事に従事した経験の有無」としているため、該当する工事について記載すること。</p> <p>②工事内容が確認できる資料を添付すること。</p> <p>③共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。</p> <p>④共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	6
継続学習（CPD）の取組状況	<p>①前々年度の2月1日から公告日までの間の任意の日から1年前の間の配置技術者に係る継続学習（CPD）に対する取組状況を対象とする。</p> <p>②提出された証明書により、各認証団体推奨単位以上（例、全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間20ユニット以上）取得していることが確認できる場合に評価する。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	7

技能士等の活用	<p>①評価対象とする技能士の従事する工種は、工事の内容に応じて指定された工種において配置する技能士について記載すること。</p> <p>②従事する技能士の資格取得を証明するものの写しを提出し、また施工時の履行確認は、日報等及び現場での確認による。</p> <p>③従事する技能士が下請け等の職員以外の場合、雇用関係が確認できるものを添付すること。</p>	8
担い手確保の取組	<p>①参加申請日において、3月以上常時雇用している職員のうち、次のいずれかに該当する職員を雇用している場合に評価する。</p> <p>ア 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する若手技術者（参加申請日において満35歳未満の者）</p> <p>イ 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する女性技術者</p> <p>②雇用の開始及び継続が確認できる書類、資格証明書等の写しを添付すること。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	-

(2) 企業の地域貢献度

①地域精通度 表-12

表-12

項 目	留 意 事 項	様式 番号
地理的条件	<p>①地域を旧下関市と旧豊浦郡の2区分とした場合に、工事場所のある地域に本店があるものに2点を付与する。</p> <p>②市内に本店があるもの（①に該当する場合を除く。）に1点を付与する。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	-

②地域貢献度 表-13

表-13

項 目	留 意 事 項	様式 番号
過去5年間の災害時緊急対応出	①下関市災害等緊急協力事業者登録制度に登録があり、過去5年間（※5年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間）において、その	-

動実績	<p>出勤実績があるものを評価する。</p> <p>②当該制度に登録はあるが、出勤実績がないものについては、0.5点を付与する。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	
過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	<p>①過去3年間（※3年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間）に下関市内に住所を有する者を新規に雇用（下関市外に住所を有する者を雇用した後、その者が市内に住所を移した場合も含む。）した後、1月以上雇用を継続し、参加申請日において常時雇用していれば評価する。</p> <p>②雇用の開始及び継続が確認できる書類、被雇用者の住所が分かる書類の写しを添付すること。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	—
その他の取組	<p>①A～Eのいずれか2項目以上に該当する場合に1点を付与する。</p> <p>②A～Eのいずれか1項目に該当する場合に0.5点を付与する。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	
A 障害者の雇用状況	<p>①参加申請日において、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の報告義務がある事業主は、法定雇用率以上の障害者の雇用がある場合に、報告義務がない事業主は、1名以上の障害者の雇用がある場合に評価する。</p> <p>②雇用の開始及び継続が確認できる書類及び障害の程度が分かる書類（身体障害者手帳、療育手帳等）の写しを添付すること。</p>	—
B 更生保護の協力雇用主登録	<p>①参加申請日において保護観察対象者等の「協力雇用主」の登録を受けているものを評価するので、登録を受けていることが分かる書類を添付すること。</p>	9
C 消防団協力事業所の登録	<p>①参加申請日において「下関市消防団協力事業所」の認定を受けているものを評価する。</p>	—
D やまぐち男女共同参画推進事業者の認証	<p>①参加申請日において「やまぐち男女共同参画事業者」の認証を受けているものを評価するので、認証を受けていることが分かる書類を添付すること。</p>	—
E 地域貢献活動の実績	<p>①過去2年間（2年前の日の属する年度の4月1日から公告の日の間）において、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかについて評価する。なお、個人としての活動は評価しない。</p> <p>②上記活動実績に関する必要事項を記載するとともに、記載した活動実績が確認できる資料として、公的機関、ボランティア活動の主催者、地元自治会等からの感謝状や活動の内容を証明する書類等、第三者が当該活動（内容、実施日、対象施設）を証明する資料を添付すること。ただ</p>	10-1 10-2

	<p>し、しものせき美化美化大作戦、しものせき美化美化キャンペーンの場合には、提出様式（様式第 10-1 号）の「活動の種類」の欄に活動名称を記載することにより、実績の分かる書類等の添付は省略できるものとする。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	
--	---	--

5 加算点の算定

(1) 技術提案資料の審査

技術提案資料の受領後、契約課において、評価基準に沿って技術提案資料の審査を行う。

なお、技術提案資料の記載に誤りが認められた場合、その評価項目は評価しない。(加点なし)

(2) 加算点の算定

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。加算点は、次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に表—14の総合評価方式の型式ごとの当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \Sigma \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各評価項目ごとの換算値} \right)$$

表-14 型式別、評価項目別の換算値

凡例 「◎」：必須項目 「○」：選択項目

評価項目	評価の細目	配点	特別簡易型			簡易型			標準型					
			対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値			
企業の技術力	① 簡易な施工計画	発注者が求める 工程管理	2	-	-	-	◎	2	4 ↓ 10	-	-	-		
		施工上配慮すべき事項として1 品質管理												
		その他配慮すべき事項												
	工事全般の施工計画		2	-	-	-	◎	2	-	-	-			
	② 高度な技術提案	技術提案と技術 提案に基づく施 工計画	総合的なコスト	12	-	-	-	-	-	-	◎	12	16 ↓ 20	
			工事目的物の性能・強度等											
			社会的要請											
	工事全般の施工計画		4	-	-	-	-	-	◎	4	-			
	企業の技術的能力	過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	2	◎	2	8 ↓ 4	◎	2	10 ↓ 5	◎	2	10 ↓ 5		
		過去2年間（建築一式工事は過去4年間）の 下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種） の平均点	4	◎	2								◎	4
過去2年間の指名停止措置の有無		0 (-1)	◎	0 (-1)	◎								0 (-1)	
過去3年間の優良工事表彰の有無		1	◎	1	◎								1	
ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮 (エコマネジメント等)		1	◎	1	◎								1	
労働安全衛生マネジメント等の取得状況		1	◎	1	◎								1	
作業船の保有状況		1	○	1	○								1	
④ 配置技術者の能力及び担い 手確保の取組	主任（監理）技術者の保有する資格	2	◎	2	6 ↓ 4	◎	2	6 ↓ 4	◎	2	6 ↓ 5			
	過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事 （公共工事）の施工経験の有無	2	◎	1								◎	1	
	継続学習(CPD)の取組状況	1	◎	1								◎	1	
	技能士等の活用	1	○	1								○	1	
	担い手確保の取組	1	○	1								○	1	
(2) 企業の地域貢献度	①地域精通度	2	○	2	5 ↓ 2	-	-	3 ↓ 1	-	-	-			
	②地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	1	○								1	○	1
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	1	◎								1	◎	1
		その他の取組	1	◎								1	◎	1
		A 障害者の雇用状況												
B 更生保護の協力雇用主登録の有無														
C 消防団協理事業書の登録の有無														
D やまぐち男女共同参画推進事業者の認証														
E 地域貢献活動の実績														
評価点計			10			20			30					

(評価点の換算方法) 換算値の欄中、矢印の上の数字が各評価項目ごとの配点合計、矢印の下の数字が各評価項目ごとの換算値
ただし、選択項目（○印）を評価対象外とした場合は、上記の数字から当該配点を差し引いたものとする。

(3) 評価値の算定

前項で算出した加算点に標準点（100点）を加えた合計を「技術評価点」とする。この技術評価点を当該入札者の入札価格で除した値（評価値）を算定する。

【評価値＝ 技術評価点（標準点＋加算点）÷入札価格】

第4 事務手続

1 共通事項

(1) 総合評価方式の型式選定の考え方

個別の工事における総合評価方式の型式の選定は工事規模（設計金額）と施工上の技術的課題の難易度を踏まえて、当該工事に適した総合評価方式の型式を選定する。

なお、工事規模（設計金額）による型式の選定は、原則として次のとおりとする。

ア 特別簡易型 設計金額4,000万円以上5億円未満

イ 簡易型 設計金額5億円以上

ただし、イについて、技術的な工夫の余地が大きい工事は、標準型を適用する。

(2) 落札者決定基準等に係る審査

総合評価方式に係る落札者決定基準等については、下関市総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）において審査を行う。

ただし、特別簡易型で発注する場合の個別工事の落札者決定基準の決定又は落札者決定について、総合評価審査委員会で審査が不要であると決定されたときは、総合評価審査委員会における審査を行わないものとする。

(3) 学識経験者の意見聴取方法

総合評価方式の実施に当たり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項（地方自治法施行令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。本市は、下関市入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）の意見を聴くこととしている。

ただし、個別工事の発注における落札者決定基準の決定又は落札者決定について、入札監視委員会から意見聴取が不要であるとの意見が付された場合は、意見聴取を行わないものとする。

2 特別簡易型の場合

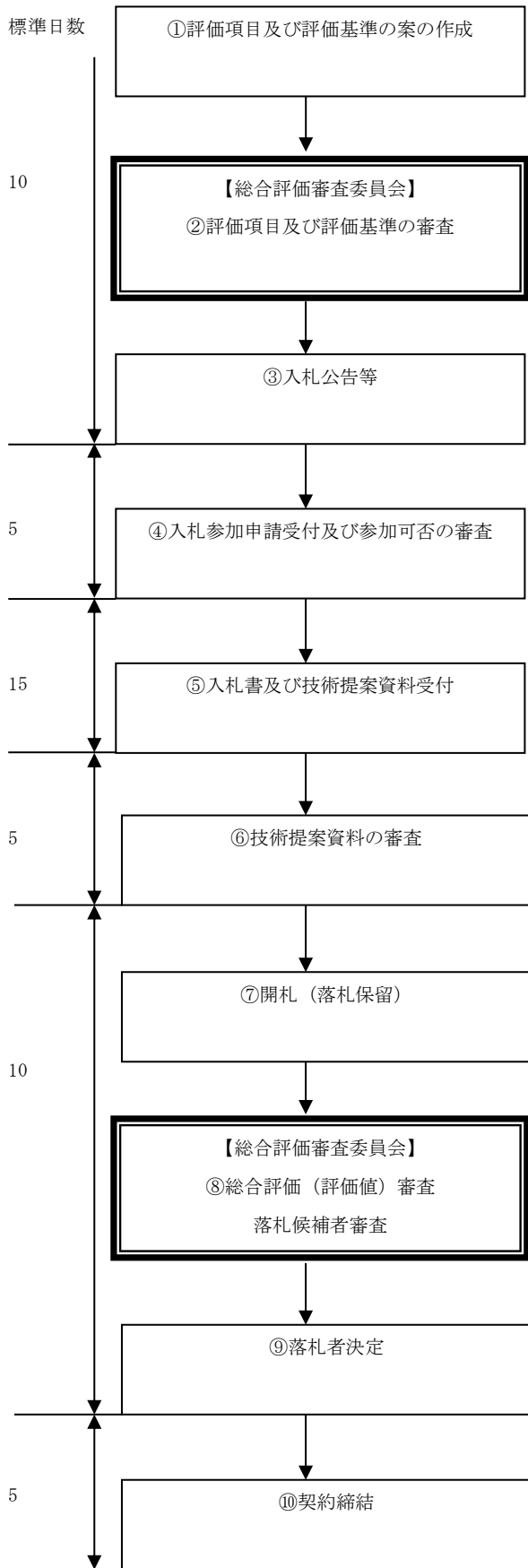
(1) 工事発注までの手続

- ① 発注する対象工事の評価項目及び評価基準の案を作成する。
- ② 総合評価審査委員会において評価項目及び評価基準の審査を行う。(あらかじめ審査が不要であるとの決定を受けている場合は、総合評価審査委員会での審査は行わない。)
- ③ 公告等の事務手続を行う。

(2) 落札者決定までの手続

- ④ 入札参加申請を受け付け、審査の上、可否を判定し、当該業者に通知する。
- ⑤ 入札書と技術提案資料を受領する。
- ⑥ 評価項目及び評価基準に沿った技術提案資料の記載事項の確認及び審査等を行う。
- ⑦ 開札（落札保留）
- ⑧ 入札結果に基づき、評価値を算定し、総合評価審査委員会において、総合評価（評価値）の審査及び落札候補者の審査を行う。(あらかじめ審査が不要であるとの決定を受けている場合は、総合評価審査委員会での審査は行わない。)
- ⑨ 審査結果により、落札者を決定し、総合評価資料の公表等の事務手続きを行う。
- ⑩ 契約締結

○特別簡易型の場合



※あらかじめ審査が不要であるとの決定を受けている場合は、総合評価審査委員会での審査は行わない。

※あらかじめ審査が不要であるとの決定を受けている場合は、総合評価審査委員会での審査は行わない。

※計50日（土日祝祭日を除く）

3 簡易型の場合

(1) 工事発注までの手続

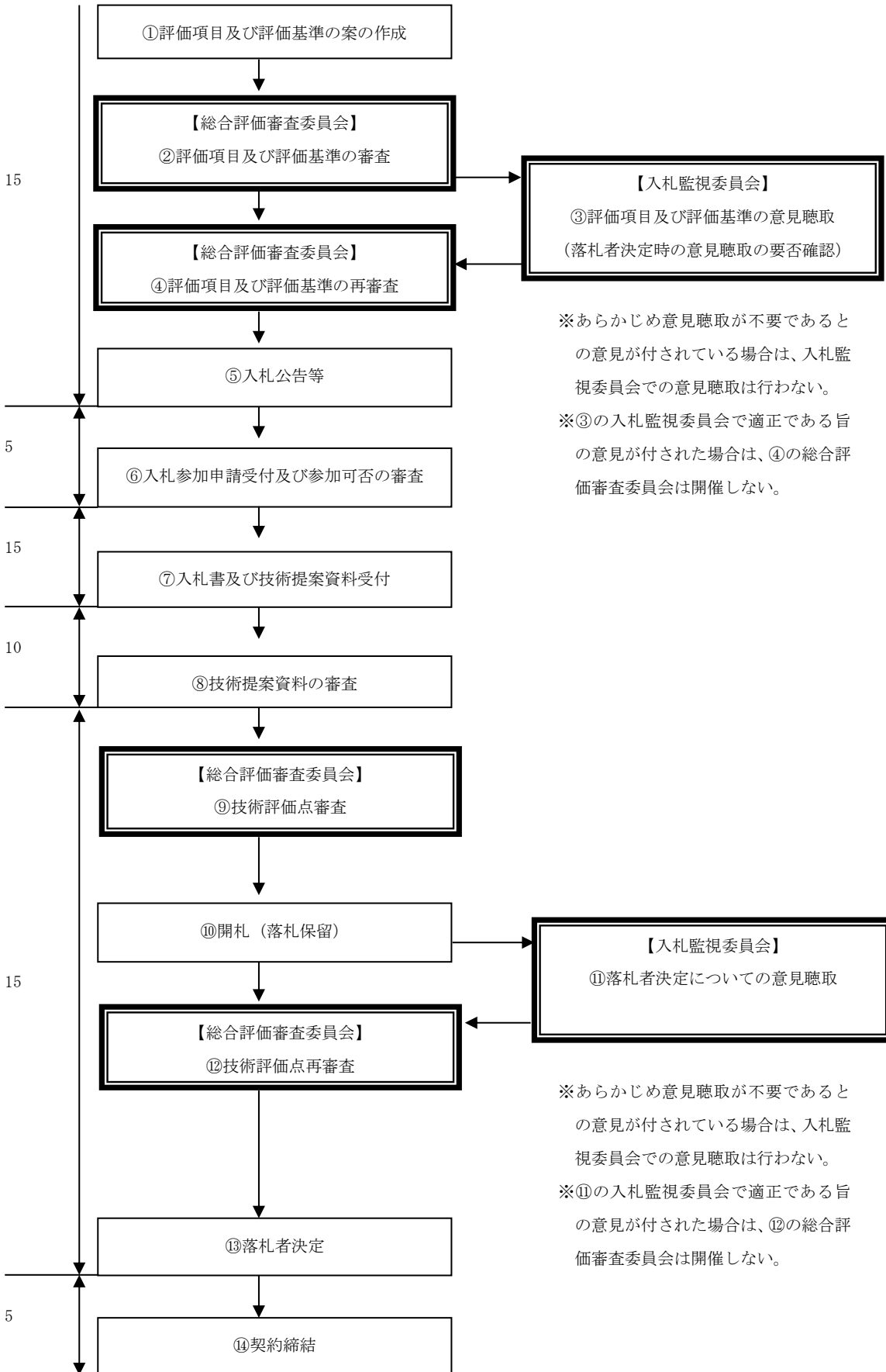
- ① 発注する対象工事の評価項目及び評価基準の案を作成する。
- ② 総合評価審査委員会において評価項目及び評価基準についての審査を行う。
- ③ 入札監視委員会において評価項目及び評価基準についての意見聴取を行う。(あらかじめ意見聴取が不要であるとの意見が付されている場合は、入札監視委員会での意見聴取は行わない。なお、意見聴取を行った場合は、落札者の決定に関する意見聴取の要否について確認する。)
- ④ 意見聴取の結果、評価項目又は評価基準について適正でない旨の意見が付された場合は、総合評価審査委員会においてその意見を踏まえ再審査を行う。(意見聴取の結果、適正である旨の意見が付された場合は、総合評価審査委員会は開催しない。)
- ⑤ 公告等の事務手続きを行う。

(2) 落札者決定までの手続

- ⑥ 入札参加申請を受け付け、審査の上、可否を判定し、当該業者に通知する。
- ⑦ 入札書と技術提案資料を受領する。
- ⑧ 評価項目及び評価基準に沿った技術提案資料の記載事項の確認及び審査等を行う。
- ⑨ 技術評価点を算定し、総合評価審査委員会において技術評価点の審査を行う。
- ⑩ 開札 (落札保留)
- ⑪ 入札監視委員会への意見聴取が必要な場合は、入札監視委員会において落札者決定についての意見聴取を行う。なお、③で意見聴取不要とされた場合は省略する。
- ⑫ 入札監視委員会への意見聴取の結果、適正でない旨の意見が付された場合は、総合評価審査委員会においてその意見を踏まえ再審査を行う。なお、適正である旨の意見が付された場合は、総合評価審査委員会委員に対する報告のみとする。
- ⑬ 審査結果により、落札者を決定し、総合評価資料の公表等の事務手続きを行う。
- ⑭ 契約締結

○簡易型の場合

標準日数



※計65日（土日祝祭日を除く）

4 標準型の場合

(1) 工事発注までの手続

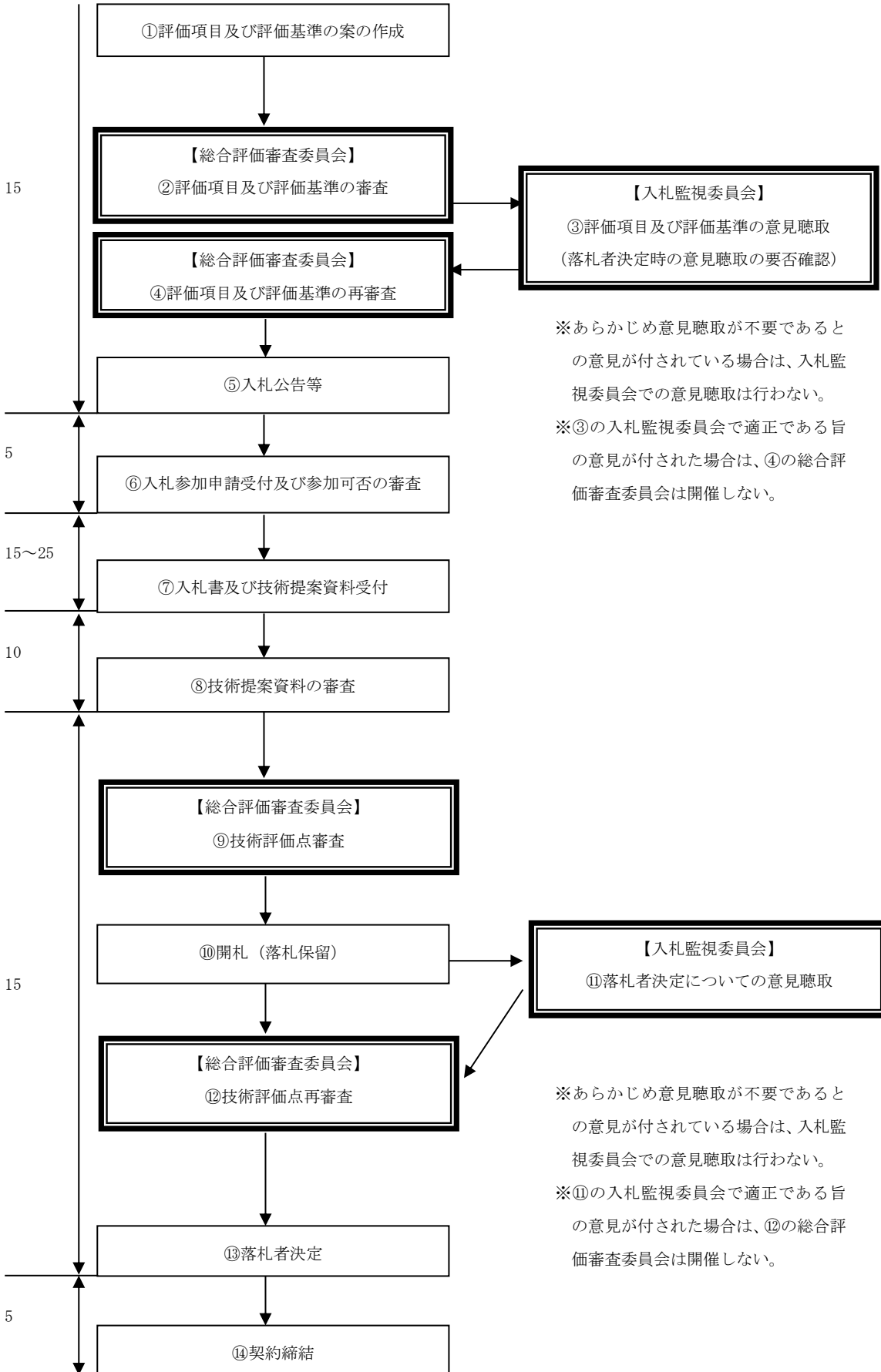
- ① 発注する対象工事の評価項目及び評価基準の案を作成する。
- ② 総合評価審査委員会において評価項目及び評価基準についての審査を行う。
- ③ 入札監視委員会において評価項目及び評価基準についての意見聴取を行う。(あらかじめ意見聴取が不要であるとの意見が付されている場合は、入札監視委員会での意見聴取は行わない。なお、意見聴取を行った場合は、落札者の決定に関する意見聴取の要否について確認する。)
- ④ 意見聴取の結果、評価項目又は評価基準について適正でない旨の意見が付された場合は、総合評価審査委員会においてその意見を踏まえ再審査を行う。(意見聴取の結果、適正である旨の意見が付された場合は、総合評価審査委員会は開催しない。)
- ⑤ 公告等の事務手続きを行う。

(2) 落札者決定までの手続

- ⑥ 入札参加申請を受け付け、審査の上、可否を判定し、当該業者に通知する。
- ⑦ 入札書と技術提案資料を受領する。
- ⑧ 評価項目及び評価基準に沿った技術提案資料の記載事項の確認及び審査等を行う。
- ⑨ 技術評価点を算定し、総合評価審査委員会において技術評価点の審査を行う。
- ⑩ 開札 (落札保留)
- ⑪ 入札監視委員会への意見聴取が必要な場合は、入札監視委員会において落札者決定についての意見聴取を行う。なお、③で意見聴取不要とされた場合は省略する。
- ⑫ 入札監視委員会への意見聴取の結果、適正でない旨の意見が付された場合は、総合評価審査委員会においてその意見を踏まえ再審査を行う。なお、適正である旨の意見が付された場合は、総合評価審査委員会委員に対する報告のみとする。
- ⑬ 審査結果により、落札者を決定し、総合評価資料の公表等の事務手続きを行う。
- ⑭ 契約締結

○標準型の場合

標準日数



※計65～75日（土日祝祭日を除く）

5 入札参加者への周知及び技術提案資料の提出

総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に、次の事項を周知する。

- (1) 総合評価方式である旨
- (2) 総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 技術提案資料の内容および提出日等必要事項
- (4) 資料作成説明会の有無（通常実施しない。）
- (5) 施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置
- (6) 技術提案資料の作成に要した費用は入札参加者の負担とする旨
- (7) 技術提案資料を指定された日までに提出しない者の入札書は無効とする旨
- (8) その他必要な事項

6 入札

入札後、落札を保留する。なお、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。

7 特定建設工事共同企業体の場合の評価について

特定建設工事共同企業体を対象とする工事の場合における、各評価項目の評価対象の考え方については、表－15による。

表－15

評価項目		評価の細目		代表者	構成員	備考
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工 計画	発注者が求める施工上 配慮すべき事項として 1項目を選定	工程管理	共同で提出		
			品質管理			
			その他配慮すべき事項			
	工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	共同で提出			
② 高度な技術 提案	技術提案と技術提案に 基づく施工計画		総合的なコスト	共同で提出		
			工事目的物の性能・強度等			
			社会的要請			
	工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	共同で提出			
③ 企業の技術 的能力	過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無		○	×		
	過去2年間（建築一式工事は過去4年間）の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点		○	×		
	過去2年間の指名停止措置の有無		○	×		
	過去3年間の優良工事表彰の有無		○	×		
	ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮 （エコマネジメント等）		○	×		
	労働安全衛生マネジメント等の取得状況		○	×		
	作業船の保有状況		△	△		

	④ 配置技術者の能力及び担い手確保の取組	主任（監理）技術者の保有する資格	○	×	
		過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	○	×	
		継続学習(CPD)の取組状況	○	×	
		技能士等の活用	共同で提出		
		担い手確保の取組	○	×	
(2) 企業の地域貢献度	① 地域精通度	地理的条件	△	△	
		② 地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	△	△
	過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無		△	△	
	その他の取組				
	A 障害者の雇用状況		△	△	
	B 更生保護の協力雇用主登録の有無		△	△	
	C 消防団協力事業所の登録の有無	△	△		
D やまぐち男女共同参画事業者の認証	△	△			
E 地域貢献活動の実績	△	△			

(凡例) 「○」 評価の対象とするもの。「△」 構成員のいずれかをもって評価するもの。「×」 評価の対象としないもの。

8 落札者決定等について

落札者の決定については、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- ・ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ・ 低入札価格調査制度において、失格基準額を下回っていないこと。
(調査基準価格を下回っている場合は、落札候補者とした後、調査を行う。)

9 価格以外の評価に係る疑義について

技術提案資料の評価に関して入札者から疑義説明の請求があった場合は、契約担当者は、その理由を説明する。

10 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置等

(1) 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置

実際の施工に際しては、技術提案の内容に沿った施工をすることとし、受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。ただし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、不誠実な行為として取り扱う。併せて、加算点の範囲内で配点に応じた工事成績評定点を減点する。また技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の扱いとする。

(2) 配置予定技術者の変更

配置予定技術者の変更について、落札者が契約後のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、落札者がその入札時に提示した配置予定技術者と同等以上の資格及び工事経験を有する者に変更するよう指示するものとする。

この指示に従わないときは、上記（１）と同様に配置予定技術者に係る加算点を工事成績評定点から減点する。

附 則

- 1 この要領は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この要領の施行前にした改正前の下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領による下関市建設工事等参加資格審査委員会第一審査委員会の決定は、改正後の下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領に基づいて下関市総合評価審査委員会が決定したものとみなす。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和２年９月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領による改正後の下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告又は通知する競争入札について適用し、施行日より前に公告又は通知した競争入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領による改正後の下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告又は通知する競争入札について適用し、施行日より前に公告又は通知した競争入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領による改正後の下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告又は通知する競争入札について適用し、施行日より前に公告又は通知した競争入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和６年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領による改正後の下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の規定は、この要領の施

行の日（以下「施行日」という。）以後の公告又は通知する競争入札について適用し、施行日よりも前に公告又は通知した競争入札については、なお従前の例による。

年 月 日

（宛先）下 関 市 長

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名

技術提案資料の提出について

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事の総合評価方式に係る技術提案資料について、
下記の書類を添えて提出いたします。

なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 提出書類名

【規定様式のあるもの】

- ・ 技術提案資料提出一覧表 … 様式第2号
- ・
- ・
- ・

【写しを添付しているもの】

（評価項目のうち写しを添付しているものを記載）

【連絡先】 担当者 所 属
氏 名
電話番号
F A X

(表)
技術提案資料提出一覧表

工事名：

商号又は名称：

評価項目		区分			提出書類	提出枚数	
企業の技術力	企業の技術的能力	過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	実績有り	実績無し	(様式第5号)	枚	
		過去2年間（建築一式工事お過去4年間）の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工事）の平均点	成績有り	成績無し	注3		
		過去2年間の指名停止措置の有無	措置有り	措置無し	注4		
		過去3年間の優良工事表彰の有無	表彰有り	表彰無し	注5		
		ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	取得有り	取得無し	注6	枚	
		労働安全衛生マネジメント等の取得状況	取得有り	取得無し	注6	枚	
		作業船の保有状況	自社保有有り	共同保有有り	保有無し	注7	枚
	配置技術者の能力及び担い手確保の取組	主任（監理）技術者の保有する資格	資格有り	資格無し	(様式第6号) 注8	枚	
		過去8年間の配置予定技術者の施工経験	経験有り	経験無し		枚	
		継続学習（CPD）の取組状況	取組有り	取組無し	(様式第7号)	枚	
		技能士等の活用	経験有り	経験無し	(様式第8号) 注9	枚	
		担い手確保の取組					
		A 若手技術者の雇用	雇用有り	雇用無し	注10	枚	
		B 女性技術者の雇用	雇用有り	雇用無し		枚	
企業の地域貢献度	地域精通度	地理的条件	本店のある地域（ ）			注11	
	地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	登録・出動両方有り	登録は有るが 出動無し	登録無し	注12	
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	雇用有り	雇用無し	注13	枚	
		その他の取組					
		A 障害者の雇用状況	雇用有り	雇用無し	注14	枚	
		B 更生保護の協力雇用主登録の有無	登録有り	登録無し	(様式第9号) 注15	枚	
		C 消防団協力事業所の登録の有無	登録有り	登録無し	注16		
		D やまぐち男女共同参画事業者の認証	認証有り	認証無し	注17	枚	
		E 地域貢献活動の実績	実績有り	実績無し	(様式第10-1号) 又は (様式第10-2号) 注18	枚	

(裏面に続きます。裏面の注意事項を確認して記入してください。)

(裏)

- (注) 1 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、有無を明示すること。
- 2 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消しにより抹消すること。
- 3 工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。(下関市において工事成績評定点の平均を算定し評価する。)
- 4 指名停止措置については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 5 優良工事表彰については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 6 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページを添付すること。また外国語表記の登録証の場合は日本語訳を添付すること。
- 7 保有が確認できる登記簿謄本、船舶検査調書又は海上保険証券のうち、いずれかの写しを添付すること。また、保有の主作業船が設計標準歩掛表(港湾編)に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料(任意様式)を提出すること。
- 8 主任(監理)技術者として配置する技術者の保有資格証明書等の写しを添付すること。また監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付のこと。(平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は監理技術者講習修了証の写しを併せて添付すること。)
- 9 技能士を活用する場合は、技能士の資格取得証明書等の写しを添付すること。
- 10 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する若手技術者(満35歳未満)、女性技術者を参加申請日において3月以上常時雇用していれば評価する。雇用の開始及び継続が確認できる書類、資格証明書等の写しを添付すること。
- 11 本店の所在する地域を記載すること。(地域区分は、旧下関市・旧豊浦郡・市外とする。)
- 12 出勤実績については、〇〇年4月1日以降に出勤したものを評価する。登録又は出勤の有無を記載するのみで書類の提出は不要。(下関市において、登録及び出勤の有無を確認し評価する。)
- 13 〇〇年4月1日以降に下関市内に住所を有する者を新規に雇用(下関市外に住所を有する者を雇用した後、その者が市内に住所を移した場合も含む。)した後1月以上雇用を継続し、参加申請日において常時雇用していれば評価する。雇用の開始及び継続が確認できる書類及び被雇用者の住所が分かる書類の写しを添付すること。
- 14 雇用の開始及び継続が確認できる書類及び障害の程度が分かる書類(身体障害者手帳、療育手帳等)の写しを添付すること。
- 15 参加申請日において保護観察対象者等の「協力雇用主」の登録を受けているものを評価するので、登録を受けていることが分かる書類(保護観察所の証明)を添付すること。
- 16 参加申請日において「下関市消防団協力事業所」の認定を受けているものを評価する。登録の有無を記載するのみで書類の提出は不要。(下関市において、登録の有無を確認し評価する。)
- 17 参加申請日において「やまぐち男女共同参画事業者」の認証を受けているものを評価するので、認証を受けていることが分かる書類を添付すること。
- 18 過去2年間(2年前の日の属する年度の4月1日から公告の日の間)において、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかについて評価するので、活動実績が確認できる資料として、公的機関、ボランティア活動の主催者、地元自治会等からの感謝状や活動の内容を証明する書類等、第三者が当該活動(内容、実施日、対象施設)を証明する資料を添付すること。ただし、しものせき美化美化大作戦、しものせき美化美化キャンペーンの場合には、様式第10-1号の「活動の種類」の欄に活動名称を記載することにより、実績の分かる書類等の添付は省略できるものとする。

(表)
技術提案資料提出一覧表

工事名：

商号又は名称：

評価項目			区分			提出書類	提出枚数
簡易な施工計画	発注者が求める施工上配慮すべき事項	工程計画				(様式第3-1号)	枚
		品質管理				(様式第3-2号)	枚
		その他、配慮すべき事項				(様式第3-2号)	枚
	工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	(様式第4号)	1枚			
企業の技術的能力	過去8年間の同種工事(公共工事)の施工実績の有無		実績有り	実績無し		(様式第5号)	枚
	過去2年間(建築一式工事又は過去4年間)の下関市発注工事における工事成績評定点(同種工事)の平均点		成績有り	成績無し		注3	
	過去2年間の指名停止措置の有無		措置有り	措置無し		注4	
	過去3年間の優良工事表彰の有無		表彰有り	表彰無し		注5	
	ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮(エコマネジメント等)		取得有り	取得無し		注6	枚
	労働安全衛生マネジメント等の取得状況		取得有り	取得無し		注6	枚
	作業船の保有状況		自社保有有り	共同保有有り	保有無し		注7
配置技術者の能力及び担い手確保の取組	主任(監理)技術者の保有する資格		資格有り	資格無し		(様式第6号)注8	枚
	過去8年間の配置予定技術者の施工経験		経験有り	経験無し			枚
	継続学習(CPD)の取組状況		取組有り	取組無し		(様式第7号)	枚
	技能士等の活用		経験有り	経験無し		(様式第8号)注9	枚
	担い手確保の取組						
	A 若手技術者の雇用		雇用有り	雇用無し		注10	枚
	B 女性技術者の雇用		雇用有り	雇用無し			枚
企業の地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績		登録・出動両方有り	登録は有るが 出動無し	登録無し	注11	
	過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無		雇用有り	雇用無し		注12	
	その他の取組						
	A 障害者の雇用状況		雇用有り	雇用無し		注13	枚
	B 更生保護の協力雇用主登録の有無		登録有り	登録無し		(様式第9号)注14	枚
	C 消防団協力事業所の登録の有無		登録有り	登録無し		注15	
	D やまぐち男女共同参画事業者の認証		認証有り	認証無し		注16	枚
E 地域貢献活動の実績		実績有り	実績無し		(様式第10-1号)又は (様式第10-2号)注17	枚	

(裏面に続きます。裏面の注意事項を確認して記入してください。)

(裏)

- (注) 1 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、有無を明示すること。
- 2 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消しにより抹消すること。
- 3 工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。(下関市において工事成績評定点の平均を算定し評価する。)
- 4 指名停止措置については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 5 優良工事表彰については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 6 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページを添付すること。また外国語表記の登録証の場合は日本語訳を添付すること。
- 7 保有が確認できる登記簿謄本、船舶検査調書又は海上保険証券のうち、いずれかの写しを添付すること。また、保有の主作業船が設計標準歩掛表(港湾編)に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料(任意様式)を提出すること。
- 8 主任(監理)技術者として配置する技術者の保有資格証明書等の写しを添付すること。また監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付のこと。(平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は監理技術者講習修了証の写しを併せて添付すること。)
- 9 技能士を活用する場合は、技能士の資格取得証明書等の写しを添付すること。
- 10 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する若手技術者(満35歳未満)、女性技術者を参加申請日において3月以上常時雇用していれば評価する。雇用の開始及び継続が確認できる書類、資格証明書等の写しを添付すること。
- 11 出勤実績については、〇〇年4月1日以降に出勤したものを評価する。登録又は出勤の有無を記載するのみで書類の提出は不要。(下関市において、登録及び出勤の有無を確認し評価する。)
- 12 〇〇年4月1日以降に下関市内に住所を有する者を新規に雇用(下関市外に住所を有する者を雇用した後、その者が市内に住所を移した場合も含む。)した後1月以上雇用を継続し、参加申請日において常時雇用していれば評価する。雇用の開始及び継続が確認できる書類及び被雇用者の住所が分かる書類の写しを添付すること。
- 13 雇用の開始及び継続が確認できる書類及び障害の程度が分かる書類(身体障害者手帳、療育手帳等)の写しを添付すること。
- 14 参加申請日において保護観察対象者等の「協力雇用主」の登録を受けているものを評価するので、登録を受けていることが分かる書類(保護観察所の証明)を添付すること。
- 15 参加申請日において「下関市消防団協力事業所」の認定を受けているものを評価する。登録の有無を記載するのみで書類の提出は不要。(下関市において、登録の有無を確認し評価する。)
- 16 参加申請日において「やまぐち男女共同参画事業者」の認証を受けているものを評価するので、認証を受けていることが分かる書類を添付すること。
- 17 過去2年間(2年前の日の属する年度の4月1日から公告の日の間)において、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかについて評価するので、活動実績が確認できる資料として、公的機関、ボランティア活動の主催者、地元自治会等からの感謝状や活動の内容を証明する書類等、第三者が当該活動(内容、実施日、対象施設)を証明する資料を添付すること。ただし、しものせき美化美化大作戦、しものせき美化美化キャンペーンの場合には、様式第10-1号の「活動の種類」の欄に活動名称を記載することにより、実績の分かる書類等の添付は省略できるものとする。

技術提案資料提出一覧表

工事名：

商号又は名称：

評価項目			区分			提出書類	提出枚数	
企業の技術力	高度な技術提案	技術提案と技術提案に基づく施工計画			(様式第3-3号)			枚
		工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項		(様式第4号)			1枚
	企業の技術的能力	過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無			実績有り	実績無し	(様式第5号)	枚
		過去2年間（建築一式工事は過去4年間）の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工事）の平均点			成績有り	成績無し	注3	
		過去2年間の指名停止措置の有無			措置有り	措置無し	注4	
		過去3年間の優良工事表彰の有無			表彰有り	表彰無し	注5	
		ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）			取得有り	取得無し	注6	枚
		労働安全衛生マネジメント等の取得状況			取得有り	取得無し	注6	枚
		作業船の保有状況			自社保有有り	共同保有有り	保有無し	注7
	配置技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格			資格有り	資格無し	(様式第6号) 注8	枚
		過去8年間の配置予定技術者の施工経験			経験有り	経験無し		枚
		継続学習（CPD）の取組状況			取組有り	取組無し	(様式第7号)	枚
		技能士等の活用			経験有り	経験無し	(様式第8号) 注9	枚

- (注) 1 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、有無を明示すること。
 2 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消しにより抹消すること。
 3 工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。（下関市において工事成績評定点の平均を算定し評価する。）
 4 指名停止措置については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
 5 優良工事表彰については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
 6 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページを添付すること。また外国語表記の登録証の場合は日本語訳を添付すること。
 7 保有が確認できる登記簿謄本、船舶検査調書又は海上保険証券のうち、いずれかの写しを添付すること。また、保有の主作業船が設計標準歩掛表（港湾編）に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料（任意様式）を提出すること。
 8 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格証明書等の写しを添付すること。また監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付のこと。（平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は監理技術者講習修了証の写しを併せて添付すること。）
 9 技能士を活用する場合は、技能士の資格取得証明書等の写しを添付すること。

工 程 表

工 事 名:

商号又は名称:

項 目	単位	数量	月			月			月			月			月			月			備 考	
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20			

○工程管理に対する技術的所見

- (注) 1 記載にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。
 2 工程管理に対する技術的所見欄に、工程計画策定の際に配慮した技術的所見を記入すること。

発注者が求める施工上配慮すべき事項

工事名：

商号又は名称：

■ 対象	
具体的な技術的所見	

- (注) 1 所見を求められた項目について、簡潔に記述すること。
2 必要に応じ説明図面を添付すること。資料は図面を含めA4版用紙2枚以内で作成すること。
3 記載にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。
4 「本設計書の設計図面及び〇〇工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。
5 工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。

技術提案と技術提案に基づく施工計画

(コスト低減、工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案)

工 事 名 :

商号又は名称 :

技術提案事項	
具体的な技術的提案	

- (注) 1 記述にあたっては、現場条件や当該工事の特徴を踏まえ記述すること。
- 2 「技術提案事項」の欄には、標準案を記載したうえで、技術提案が標準案と異なる点、技術提案が標準案に比べ優れている点やその効果が明確になるよう記述すること。なお、技術提案が優れている点やその効果の記述にあたっては、定性的な記述のほか、その効果が分かるよう極力定量的な記述とすること。

工事全般の施工計画

(受注者が提案する施工上配慮すべき事項)

工 事 名 :

商号又は名称 :

施 工 上 配 慮 す べ き 事 項	
当 該 事 項 を 抽 出 し た 理 由	
当 該 事 項 に 対 す る 技 術 的 所 見	

- (注) 1 記述にあたっては、「発注者が求める事項」として、提出を求められている事項を除く。
2 「当該事項に対する技術的所見」欄には、具体的施工方法(安全対策を含む)、主要機械、仮設備等を記述すること。
3 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。
4 「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。
5 土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。
6 提案は最大2提案までとする。

同種工事の施工実績

工事名：

商号又は名称：

工 事 概 要 等	工事名	(CORINS登録番号)
	発注工種	(例：土木一式工事)
	発注者名	
	施工場所	(具体的に)
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契約金額	円
	受注形態	単体・共同企業体(出資比率 %)
	工事概要 工種・数量 規模・寸法 構造形式等	

- (注) 1 同種工事の実績について、下関市発注以外のものは建設工事発注証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「CORINS」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書の写しを提出することで替えることができる。
- 2 共同企業体により施工した工事については協定書の写しを添付すること。
- 3 共同企業体の場合は全体の請負額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV(出資比率〇〇%)と記載すること。
- 5 工事概要は、工事内容が確認できるように簡潔に記載すること。

主任技術者
の資格・工事経験
監理技術者

工事名：

商号又は名称：

配置技術者の氏名	(氏 ^{ふりがな} 名)
技術者資格名	
資格者証交付年月日	
資格者証交付番号	
監理技術者講習	講習修了年月 年 月 日

工事 経験	工事名	
	発注工種	
	発注者名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	監理技術者 ・ 主任技術者 ・ その他
	従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	工事概要 { 工種・数量 規模・寸法 構造形式等	

- (注) 1 技術者名については該当しないものを二重線等で削除すること。
 2 記入した工事名の契約書の写し及び内容が確認できる資料を添付すること。ただし、CORINS に登録し、その内容が確実に判断できる場合はその写しを提出すること。
 3 監理技術者にあつては監理技術者資格証の写しを添付すること。(平成16年3月1日以降に交付された管理技術者証を有する場合は、監理技術者講習修了証の写しを併せて添付すること。)
 4 共同企業体で施工した工事については、協定書の写しを添付すること。ただし、CORINS に登録し、その内容が確実に判断できる場合は、その写しを提出すること。
 5 第5号様式の提出を求めている場合に、同様式に記載した同種工事と同一工事を記入する必要は無い。

継続学習（CPD）制度の取組状況

工 事 名：

商号又は名称：

配置技術者名				
継続学習 取組状況	期間			
	取得 単位			
認証団体名				

- (注) 1 配置技術者を複数提出する場合はすべての技術者について記載すること。
- 2 前々年度の2月1日から公告日までの間の任意の日から1年前の間の配置技術者に係る継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体推奨単位以上とする。例：全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間20ユニット以上）を評価するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。なお、各認証団体の証明書により各認証団体の推奨単位以上の取組が確認できる場合に評価する。
- 3 配置技術者の候補者を複数名とした場合は、すべての候補者について記載するとともに資料を添付すること。すべての候補者が取得している場合に評価する。なお、候補者の上限人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」によること。
- 4 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の主任（監理）技術者のみを対象とする。
- 5 当該評価項目について、認証団体の推奨単位以上を取得していない場合は、本紙の提出を要しない。

技能士等の活用

工事名：

商号又は名称：

工種名	従事技能士の氏名	資格	従事する業務の内容及び時期

- (注) 1 評価対象とする工種に従事する技能士について内容を記述すること。
2 従事する技能士の取得資格を証明する書類の写しを添付すること。
3 技能士等以外に指定されている場合は、該当するものについて記述すること。

様式第9号

協力雇用主に関する証明書

年 月 日

山口保護観察所長 様
(下関駐在官事務所扱い)

申請者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

当社は、山口保護観察所に協力雇用主として登録していることを証明願います。

証明欄

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

山口保護観察所長

地域貢献活動実績

工 事 名 :

商号又は名称 :

活動の種類	
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
活動の場所	
活動の内容 (具体的に記述すること)	

ボランティア活動実績証明書

企 業 名	
活 動 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
活 動 場 所	
活 動 内 容	

(企業名)

様

貴社は、上記のとおりボランティア活動を実施したので、これを証明します。

証 明 日 : 年 月 日

施設管理者名 :
(主催者等名)

職 名 :

氏 名 :